

○可児市福祉医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、こども、重度心身障がい者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「こども」、「重度心身障がい者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」とは、次の各号に定める者をいう。

(1) こども 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者（次号、第3号又は第4号に該当する者を除く。）をいう。

(2) 重度心身障がい者 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、かつ、その障がいの級別が1級から4級までの者。ただし、4級の者で65歳未満の者については、前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療費については、前々年の所得とする。）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が非課税の者又は市町村民税の所得割が非課税の者（ウに該当する者を除く。）

イ 岐阜県から療育手帳の交付を受けている者

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に掲げる特別項症から第4項症までに該当する者で、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障がいの級別が4級である者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、その障がいの級別が1級又は2級の者

(3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童（満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童をいう。

(4) 父子家庭の父及び児童 第2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童をいう。

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定又は他の法令の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所又は薬局若しくはその他のものをいう。

4 この条例において「福祉医療費助成対象者」とは、第1項各号に定める者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療を受けていない者をいう。

（受給資格者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、福祉医療費助成対象者のうち、次の各号に掲げる者とする。ただし、他の市町村が行う医療費の助成の対象となる者を除く。

(1) 可児市の区域内に住所を有する社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者

(2) 修学又は国民健康保険法第116条の2に規定する病院、診療所若しくは施設に入院、入所若しくは入居をしたことにより可児市の区域外に住所を変更したと認められる社会保険各法の規定による被扶養者

(3) 国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者とされた者

(4) 高齢者医療確保法第55条第1項各号に規定する病院、診療所又は施設に入院、入所又は入居をしたことにより岐阜県の区域外に住所を変更したと認められる同法の規定による被保険者

（受給者）

第3条の2 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員、国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、こどもについてはその父母又はその生計を維持している者、重度心身障がい者については当該受給資格者又はその父母若しくはその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父とすることができる。

（支給額）

第4条 市長は、受給資格者が社会保険各法の規定による保険給付若しくは高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療給付（以下「保険給付等」という。）の対象となる療養の給付等（療養の給付並びに保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給をいう。以下同じ。）又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額を受給者に支給する。ただし、第8条第1項の規定により受給者が医療費の支給の申請を行うことにより支給を受ける場合にあつては、当該控除後の額と社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定による一部負担金の額とを比較して少ない方の額を支給する。

(1) 社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定により保険者、共済組合又は後期高齢

者医療広域連合の負担する額

- (2) 社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定により受給資格者の負担する入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額
- (3) 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることができるときは、その額

2 市長は、受給資格者が保険給付等の対象となる療養の給付等又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けたことにより、社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく政令（以下「各法施行令」という。）に規定する一部負担金の額（一部負担金に相当するものとして、各法施行令に規定する額を含む。以下「一部負担金相当額」という。）が各法施行令の規定により合算されて高額療養費が支給されることとなった場合に、当該一部負担金相当額に受給資格者の一部負担金相当額が含まれるときは、当該一部負担金相当額を合算した額から各法施行令の規定により保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合が支給することとされている高額医療費の額を控除した額と当該受給資格者について前項の規定により算出した額とを比較して少ない方の額を受給者に支給する。

（附加給付額の控除）

第4条の2 市長は、社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき、保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合が、保険給付等に併せて保険給付等に準ずる給付を行う場合は、前条に規定する額からその給付により受給者が支給を受けることができる額を控除した額を受給者に支給する。

（受給者証の交付申請）

第5条 この条例により助成する医療費の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条の規定による受給者証の交付申請があった場合はその内容を審査のうえ、受給資格者であると認めるときは、規則に定めるところにより、当該受給資格に係る受給者証を申請者に交付する。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、受給資格者でないことを確認したときは、申請者に対し規則の定めるところにより却下通知するものとする。

（受給者証の提示）

第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者医療確保法による被保険者証に添えて受給者証を提示するものとする。

（助成の方法）

第8条 この条例により助成する医療費の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより、支給の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長は、医療費として当該受給者に支給すべき額の限度において、その者が医療に関し保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該保険

医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し医療費の支給があったものとみなす。

(支給の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合において、内容を審査した結果、医療費を支給し、又は支給しないことに決定したときは、当該申請者に対し規則の定めるところにより決定通知するものとする。

(届出の義務)

第10条 受給者は、規則で定める事項について変更が生じたときは、14日以内に市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 この条例による医療費の助成又は支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、受給者が受給資格者の病気又は負傷に関し損害賠償を受けた場合は、その金額の限度において医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(支給金の返還)

第13条 市長は、自己又は受給資格者の偽りその他不正行為により医療費の支給を受けた受給者があるときは、その者から既に支給した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第4条の規定により支給すべき額を超えて支給を受けた受給者があるときは、その者から、その超える額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、69歳老人に関する部分については、昭和51年1月1日以降の診療分から適用する。

(可児町乳児医療費の助成に関する条例等の廃止)

2 可児町乳児医療費の助成に関する条例(昭和47年可児町条例第26号)、可児町老人医療費支給条例(昭和47年可児町条例第25号)及び可児町重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年可児町条例第27号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。ただし、旧条例の規定により受給者証の交付を受け、若しくは受給者証の交付を申請し、又は医療費の助成を申請した者については、この条例の規定によりなされたものとみなす。

(経過措置)

3 昭和51年1月1日において、69歳老人の受給資格を有することとなる者は、同日以前において受給者証の交付を申請することができる。

(兼山町の編入に伴う経過措置)

- 4 兼山町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、療養の給付等の事由が生じた旧兼山町の区域内に住所を有する者に係る助成については、兼山町福祉医療費助成に関する条例（昭和50年兼山町条例第18号。以下「兼山町条例」という。）の例による。
- 5 前項に規定するもののほか、編入日前に兼山町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（昭和51年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、現に可児町福祉医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けている者で、療育手帳の交付を受けていない者については、当分の間、なお従前の例による。